

## 函館市中学生学習支援等事業業務要領

### (目的)

第1条 この要領は、函館市中学生学習支援等事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、函館市中学生学習支援等事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領における用語の意義は要綱の例のほか、次のとおりとする。

- (1) 自立相談支援機関 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第5条第1項および第2項に基づき生活困窮者自立相談支援事業を実施する機関をいう。
- (2) 生活保護業務担当者 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める実施機関に属し、現に被保護者に対し保護を決定し、かつ実施を担当している者をいう。

### (職員配置)

第3条 受託者は、本事業の実施に際し、次の職員を配置し、別表に記載する業務を行うものとする。

- (1) 運営責任者
- (2) 業務担当者
- (3) 学習支援員

### (実施場所)

第4条 本事業の実施場所は、事業を実施する者（以下「受託者」という。）において確保し、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 安定した運営が可能となる場所であること。
- (2) 公共交通機関を利用して通うことが可能であること。
- (3) 良好な学習環境を保持できること。
- (4) 自習室等利用者の居場所としてのスペースを確保できること。

### (実施回数および時間)

第5条 受託者が本事業の学習支援を実施する回数および時間等は次のとおりとする。

- (1) 通年講座 週1回以上
- (2) 学習時間 週90分以上
- (3) 季節講座 夏季3回、冬季3回以上

### (自己負担)

第6条 本事業の自己負担は生じない。ただし、参考図書（本事業で使用する学習基本教材を除く。）、辞書などの副教材費や、本事業における学習支援の実施場所に通う交通費は自己負担とし、市ならびに受託者は利用者の送迎を行わない。

(連携)

第7条 受託者は、利用者およびその保護者の状況について、適宜生活保護世帯は函館市福祉事務所、生活困窮世帯は自立相談支援機関に報告し、必要に応じて連携支援に努めるものとする。

(利用申込み)

第8条 利用申込みは、本事業の利用を希望する世帯の保護者（以下「利用申込者」という。）が、函館市中学生学習支援等事業利用申込書（様式第1号。以下「利用申込書」という。）および同意書（様式第2号）を市に提出して行うこととし、次のとおりとする。

- (1) 生活保護世帯は、函館市福祉事務所の生活保護業務担当者を経由し、市に申込みこと。
- (2) 生活困窮世帯は、法に基づく生活困窮者自立相談支援事業の利用について了承の上、市に申込みこと。
- (3) 市は定員に到達するまで受け付けること。

(抽選)

第9条 市は、定員を超える申込みがあった場合は抽選により決定するものとする。

2 上記の抽選の結果、受入可能人数を超える実施場所があった場合は、さらなる抽選を行い、決定する。

(待機)

第10条 市は、前条の抽選において、選外となった利用申込者が希望する場合には、待機者として取り扱うこととする。

(待機者の利用申込み)

第11条 市は、利用の中止等により利用人数が定員に満たない場合は、改めて利用申込みの受付を行うこととし、その際は、他の利用申込者に優先し、前条における待機者を待機順に受け付けることができる。

(利用承認)

第12条 市は提出された利用申込書に基づき、要綱に定める対象者に該当するか審査するとともに、第9条による抽選が行われた場合はその結果も踏まえ、以下のとおり利用申込者に対し利用承認の可否を決定する。

- (1) 要綱で定める対象者と認められ、かつ、抽選が行われなかった場合 市は利用を承認し、函館市中学生学習支援等事業利用承認通知書（様式第3号。以下「承認通知書」という。）を利用申込者に対して交付する。
- (2) 要綱で定める対象者と認められ、かつ、抽選が行われ当選した場合 市は利用を承認し、承認通知書を利用申込者に対して交付する。
- (3) 要綱で定める対象者と認められ、かつ、抽選が行われ選外となった場合 市は利

用を不承認とし、函館市中学生学習支援等事業利用不承認通知書（様式第4号。以下「不承認通知書」という。）を利用申込者に対して交付し、第10条により待機を希望した場合は、不承認通知書に待機順を記載する。

(4) 要綱に定める対象者と認められない場合 市は利用を不承認とし、不承認通知書を利用申込者に対して交付する。

2 市は承認した実施場所の受託者へ承認通知書の写しを速やかに送付する。

(利用の開始)

第13条 利用承認日から利用の開始とし、速やかに受託者が利用者およびその保護者と面談を行うこととする。

(利用の終了)

第14条 本事業の利用は、各年度末に終了する。

(利用決定した実施場所の変更)

第15条 原則として市が利用を承認した実施場所の変更はできない。ただし、当該利用者の責めに帰さない事由で、市が事情やむを得ないと判断した場合はこの限りでない。

(利用の辞退)

第16条 本事業の利用において、辞退を希望する場合には、当該利用者の保護者は、函館市中学生学習支援等事業利用辞退申出書（様式第5号。以下「辞退申出書」という。）を速やかに市に提出することとする。

(利用の中止)

第17条 市は、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、利用の中止を決定できるものとし、函館市中学生学習支援等事業利用中止通知書（様式第6号）により当該利用者の保護者に通知し、その写しを速やかに受託者へ送付するものとする。

(1) 前条に基づき市が辞退申出書を受理した場合

(2) 利用者およびその保護者が市外へ転出した場合

(3) 偽りまたは不正な手段により、本事業を利用していたことが判明した場合

(4) 利用者もしくはその保護者を起因として他の利用者に支障を生じさせる恐れがあると市が判断した場合

(5) 特段の事由なく出席率が低い状況が続いた（1か月の出席率が概ね70%未満で3ヶ月以上）と市が判断した場合

(6) 前各号に定めるもののほか、本事業の利用継続が困難であると市が判断した場合

(留意事項)

第18条 この要領に定めるもののほか、本事業を行うに当たって必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して2年間は、改正後の規定にかかわらず、施行日の前日において函館市中学生学習支援等事業の利用を行っていた者が施行日以後も引き続き当該事業を利用しようとする場合については、なお従前の例によることができる。

別表

職種名	主な業務内容
運営責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援の企画, 運営</li> <li>・ 支援に関わる人員の監督, 指導, 助言</li> <li>・ 支援に関する市・学校等関係機関等との連絡調整</li> <li>・ 支援に必要な人員の募集・確保</li> <li>・ 支援に必要な研修の実施</li> <li>・ 支援する利用者の状況確認, 面談等</li> <li>・ その他業務上必要な事項</li> </ul>
業務担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営責任者の補佐</li> <li>・ 支援に関する市・学校等関係機関等との連絡調整</li> <li>・ 支援する利用者の状況確認, 面談等</li> <li>・ 実績集計等, 市への報告書作成業務</li> <li>・ 個別学習計画の作成</li> <li>・ 学習支援員のフォロー</li> <li>・ 保護者への支援</li> <li>・ 進路相談, 進学に必要な情報提供</li> </ul>
学習支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の学習支援</li> <li>・ 利用者や保護者からの相談等への対応</li> <li>・ 運営責任者と業務担当者への報告</li> <li>・ 高校進学を目的とした進路相談</li> </ul>

※その他, 利用者およびその保護者と事業従事者間の苦情, トラブルについては適宜対応すること。

(様式第1号)

## 函館市中学生学習支援等事業利用申込書

年 月 日

函 館 市 長 様

年度函館市中学生学習支援等事業に参加したいので、次のとおり申込みます。

利 用 者	(フリガナ) 氏 名		性別	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)		
	住 所	〒 ー		
	通学中の学校名	中学校	学年	年生
希望する教室		第1希望:		
		第2希望:		
保 護 者	(フリガナ) 氏 名		続柄	
	緊急連絡先	(携帯)	(その他自宅等)	

### 【その他 (添付書類)】

申請にあたっては、次のいずれかの書類の写しを1部添付してください。

- 生活保護受給票
- 児童扶養手当証書
- 就学援助 (準要保護児童生徒) の認定について (通知)
- 世帯員全員の収入および資産が確認できる書類 (通帳の写し等)

(様式第2号)

## 同 意 書

- 1 この事業は、函館市が民間事業者に委託して実施している事業です。
- 2 事業の利用に関して、函館市が事業実施のために収集した個人情報について、事業を利用する子どもの支援を行うために必要がある場合は、この事業の受託者や自立相談支援機関または函館市福祉事務所、学校などの関係機関と連携し、情報共有することに同意します（個人情報は厳重に管理し、他の目的のために使用することはありません）。
- 3 利用者（子ども）が事業に参加することに同意するとともに、学習支援に係る函館市および関係機関からの指示に従います。
- 4 函館市中学生学習支援等事業実施要綱第5条の規定に該当しなくなったとき、または利用の意思がなくなったときは、速やかに函館市および関係機関へ報告します。
- 5 利用申込者数が定員を超過した場合、利用できないことがあります。
- 6 曜日・時間・希望教室等について、要望にお応えできない場合があります。
- 7 事業の実施に支障となる重大な事由が存する場合や、他者（子ども）に迷惑をかけるようなことがある場合等については、利用をお断りすることがあります。
- 8 利用承認後であっても、本事業の利用の頻度が著しく少ない場合や、その他事業を適切に利用することが困難と認められる場合は、やむを得ず中止となることがあります。
- 9 利用者（子ども）の事故など事業に係る一切の責任は、私（保護者）が負います。

上記の事項について、同意します。

年 月 日

保護者氏名

(利用者氏名 )

(様式第3号)

## 函館市中学生学習支援等事業利用承認通知書

年 月 日

様

函館市長

年 月 日付で申込みのあった、年度函館市中学生学習支援等事業の利用について、次のとおり承認と決定しましたので通知します。

利用者氏名			
学校名	中学校	学年	年生
保護者氏名			
実施場所 (教室)			
承認年月日	年 月 日		

(様式第4号)

## 函館市中学生学習支援等事業利用不承認通知書

年 月 日

様

函館市長

年 月 日付で申込みのあった、年度函館市中学生学習支援等事業の利用について、次のとおり不承認と決定しましたので通知します。

利用者氏名					
学校名	中学校	学年	年生		
保護者氏名					
不承認の理由	<input type="checkbox"/> 定員到達のため <input type="checkbox"/> 希望する教室の受入可能人数超過のため <input type="checkbox"/> 本事業の対象者に該当しないため <input type="checkbox"/> その他  ( )				
待機希望の有無		待機教室		待機順	

(様式第5号)

## 函館市中学生学習支援等事業利用辞退申出書

年 月 日

函 館 市 長 様

年度函館市中学生学習支援等事業について、次のとおり利用の辞退を申し出ます。

(フリガナ) 利用者氏名			
学校名	中学校	学年	年生
実施場所 (教室)			
辞退の理由			
辞退年月日	年 月 日 から		
(フリガナ) 保護者氏名		続柄	
連絡先			

(様式第6号)

## 函館市中学生学習支援等事業利用中止通知書

年 月 日

様

函館市長

年 月 日付で承認した、年度函館市中学生学習支援等事業の利用について、次のとおり中止となりましたので通知します。

利用者氏名 (生徒名)			
学校名	中学校	学年	年生
保護者氏名			
実施場所 (教室)			
中止年月日	年 月 日		
中止の理由			